

26長寿第62837号

平成26年12月22日

各指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 管理者 様
各特定指定（介護予防）福祉用具販売事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業所を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する
政令の一部を改正する政令等の公布について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号。以下「改正政令」という。）」が、平成26年12月12日に公布され、平成27年4月1日から施行されます。

これにより、福祉用具専門相談員については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項各号のいずれかに該当する者とされていますが、この対象から養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されることとなります。

また、経過措置として、改正政令の施行の際現に養成研修修了者である者の助言（平成28年3月31日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされています。

このため、改正政令の施行の際に、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所又は指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所（以下「福祉用具事業所」という。）において、養成研修修了者である福祉用具専門相談員（以下「養成研修修了相談員」という。）が指定（介護予防）福祉用具貸与又は指定特定（介護予防）福祉用具販売の業務（以下「貸与・販売業務」という。）に従事している場合、当該養成研修修了相談員は、平成28年3月31日まで引き続き貸与・販売業務に従事することは可能ですが、改正政令施行日以降に養成研修修了相談員を新たに貸与・販売業務に従事させることはできなくなります。

ついては、この内容をご了知の上、適切な対応を図られるよう、お願いします。

なお、経過措置が適用される福祉用具事業所であっても、平成28年4月1日以降、養成研修修了相談員は貸与・販売業務に従事することはできなくなりますので、貸与・販売業務を引き続き行うためには、福祉用具事業所において必要な資格を有する福祉用具専門相談員の確保・育成

を図る必要があります。福祉用具専門相談員指定講習の開催予定等については、「かがわ介護保険情報ネット（下記 URL 参照）」に掲載されています。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/yougusoudan.html>

【問い合わせ先】

○福祉用具貸与・販売事業所に関すること

- ・高松市外に住所を有する事業所

香川県健康福祉部長寿社会対策課在宅サービスグループ TEL 087-832-3269

- ・高松市内に住所を有する事業所

高松市健康福祉局介護保険課 TEL 087-839-2326

○福祉用具専門相談員指定講習に関すること

- ・香川県内に住所を有する事業所

香川県健康福祉部長寿社会対策課介護人材グループ TEL 087-832-3267